

新型コロナウイルスを踏まえた (令和3年7月6日改訂版) とっとりインターンシップ実施ガイドライン

鳥取県では、学生と企業のみなさまに安心してインターンシップを実施いただくため、リモートでのインターンシップ実施に取り組むほか、従来型のインターンシップ実施にあたっては、原則として、次のとおり新型コロナウイルスを踏まえた対策と措置を講じることにしています。

※従来型：学生が企業のオフィスや現場等に赴く形式のインターンシップをいいます。

◆ 緊急事態宣言等発令時における学生の参加制限 (リモートを除く従来型での実施の場合)

(1) 全国で緊急事態宣言等が出ていない場合 →通常通り実施します。

(2) 県外で緊急事態宣言等が出ている場合 →次の区分に従い実施します。

	実習前日までに 発令された場合	実習期間中に 発令された場合
①県内及び鳥根県に在住する学生	実施可能	実施可能
②緊急事態宣言等区域外に在住する県外学生	実施可能 (来県後2週間は 会食等を控えること)	実施可能
③緊急事態宣言等区域内に在住する県外学生	条件付きで実施可能 (実習開始日の2週間前までに来 県していれば参加可能)	条件付きで実施可能 (発令日の2週間前から来県し ていれば参加可能)

(3) 県内で緊急事態宣言等が出ている場合 →従来型のインターンシップは実施しません。

※「緊急事態宣言等」には「まん延防止等重点措置」を含みます。

※来県前のワクチン接種完了または来県日前3日以内に行ったPCR検査等の結果が陰性だった場合は、2週間待機の要件は不要となります。

※緊急事態宣言等が発令されたかどうかに関わらず、実習終了後は参加学生、企業従業員(濃厚接触者)への身体状況調査を行います。

◆ 実習期間中における感染拡大防止措置の徹底 (リモートを除く従来型での実施の場合)

学生と企業のみなさまには、大学や企業内で定められた感染拡大防止措置に沿って、インターンシップを実施していただきます。

また、本ガイドラインに沿った実習を行う旨の誓約書または確認書を事前に提出していただきます。

【感染拡大防止措置の例】

企業側の対応	学生(大学)側の対応
・2mのフィジカルディスタンス ・三つの「密」(密閉、密集、密接)を回避 ・こまめな手洗いや咳エチケットの徹底 など	・2mのフィジカルディスタンス ・三つの「密」(密閉、密集、密接)を回避 ・こまめな手洗いや咳エチケットの徹底 ・発熱又は風邪症状の有無と検温結果の実習日誌への記載 など

◆ 実習期間中に参加学生又は企業従業員が感染(疑いを含む)した場合の対応

○コロナ感染が疑われる場合、状況に応じてインターンシップの中断又は中止の措置をとります。

○実習中に感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに担当コーディネーターにご連絡ください。

【本チラシに関する問い合わせ先】鳥取県商工労働部雇用人材局雇用政策課
電話：0857-26-7647 電子メール：koyouseisakuka@pref.tottori.lg.jp

※なお、本ガイドラインは目安を示したものであり、実際のインターンシップの実施にあたっては、学生・企業双方の自己責任のもとで取り組んでいただくこととなりますのであらかじめご了承ください。